

様式第 13 (第 12 条関係)

商 標 登 録 異 議 申 立 書

特 許  
印 紙

(平成 年 月 日)

( 円)

特許庁長官 殿

1 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

商標登録番号

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 類

指定商品(指定役務)

2 商標登録異議申立人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称) ④

(国籍)

3 代理人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称) ④

4 申立ての理由

5 証拠方法

6 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第 76 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第 4 号の 12 書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報による場合は、「5 証拠方法」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄の「商標登録番号」には、登録異議の申立てに係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように国際登録の番号を記載し、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」に記載すべき商品及び役務の区分が 2 以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、1 の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について登録異議の申立てをするときは、

